



労働安全衛生データの 収集と活用のための ツールボックス

関連資料として含まれるもの：

ガイダンス資料.....	2
国際労働基準	5
国レベルでの好事例	10
戦略策定の資料と報告	11
データベース	12

ガイダンス資料

ここに掲げる資料は労働災害の記録及び届出制度の改善並びに労働災害防止のための労働安全衛生(OSH)データの補完的収集方法についてのガイダンスを提供する。

ILO の実施規範及び決議は権限ある機関、使用者、労働者、事業場及び労働安全衛生専門機関のための実際的なガイダンスを提供している。これらは詳細な技術的仕様と実際的な助言を法律用語を用いて提供している。これらのガイドラインはデータの収集と活用に関連する政策及び法令の策定と改善のための基本的要件を示している。

ILO はまた実施規範等を活用する関係者（政府職員、使用者、管理者、監督者、労働者、労働者代表及び労働安全衛生に携わるすべての人々）が主要優先事項の決定、一貫性があり有効な政策・プログラムの策定、並びに効果的かつ効率的な労働安全衛生マネジメントシステム及び労働現場での対策を確立する際に役立つ実用的で使い易いトレーニングガイドも策定している。

ILO 実施規範：労働災害と職業病の記録及び報告（1996）

本規範は、災害防止対策に資する労働災害及び職業病の記録及び報告制度の改善のための実際的な助言を提供している。取り上げられているトピックスには、法的及び行政上の取り決め、企業レベルでの記録、自営業者への規定の拡張、統計の収集、労働災害および職業病の調査がある。また、通勤災害、危険な事故、インシデント（ニアミス）などについても実際的な助言がなされている。

ILO 実施規範：労働者の個人データの保護（1997）

本規範は、尊厳を守り、個人のプライバシーを保護し、誰がどのような目的でどのような条件でどのようなデータを使用するのかを決定する基本的な権利を保証する目的で、健康データを含む労働者の個人データの保護に関するガイダンスを提供している。内容としては、データの収集、セキュリティ、保存、使用、及び伝達に関する推奨事項が含まれている。また、労働者の個人及び団体としての権利に関するガイダンスと労働者の採用機関についてのガイダンスも提供している。

第 16 回国際労働統計専門家会議で採択された（労働災害に起因する）業務上の負傷統計に関する決議（1998）

本決議は、現行の労働災害統計システムを改定あるいは新たに構築しようとしている国々に対して業務上の負傷の統計の収集と分析についての国際標準を提供している。決議の関連条項は既存の国家統計制度の有用性を損なうべく適用されてはならないし、これまでなされてきた努力の重複につながるべきでもない。これらは、国、地域間、国際レベルでの統計と指標の調和を支援し、国家間のデータの互換性を高めるための国際標準である。

労働者の健康サーベイランスのための技術・倫理ガイドライン（労働安全衛生シリーズ No.72）

本ガイドラインは、安全で健康的な労働環境の実現に資する労働者の健康サーベイランス制度の設計、構築、実施並びに管理に重点を置いている。労働者の健康サーベイランスの実施、健康関連データの収集・処理・伝達及び各種データ活用についての実際的なガイダンスを提供するとともに、各関係者の権利・責任・義務を明確にしている。

労働安全衛生マネジメントシステムガイドライン、ILO-OSH 2001

本ガイドラインは、生産性の向上を図りつつ労働環境における危害要因とそれらに起因するリスクから労働者を保護する包括的な政策の策定を要求している。労働関連の負傷・疾病・死亡・インシデント（ニアミス）の削減を目的とした労働現場での労働安全衛生マネジメントシステムの構築と実施のための実際的手法とツールを国の権限ある機関・使用者・労働者並びに他の関係者に提供している。本ガイドラインは国レベルおよび組織レベルで適用されるものである。

世帯調査と事業場調査に基づく労働災害統計、手法に関する ILO マニュアル (2008)

本マニュアルは、労働災害データ収集責任のある機関が従来のデータ収集手法を補完する手段として世帯調査と事業場調査を利用する際の支援を目的としている。世帯調査と事業場調査から得られる統計・データの種類・分類手法・指標の計算方法などに関連した考え方の詳しい説明がなされている。また質問票のモデル及び訓練教材を提供している。

職業病リスト（2010 年改定）。職業病の特定と認定：疾病を ILO 職業病リストに追加するためのクライテリア。（労働安全衛生シリーズ No.74）（2010）

本書は、職業病の特定と認定についての最新の知見に基づき 2010 年に改定された第 194 号勧告に付属する ILO 職業病リストが含まれており、国の職業病リストの作成を支援することを目的としている。さらに国の職業病リストに新たな職業病を追加するための暫定的クライテリアを示すとともに、職業病リストの改定を行った直近 2 回の専門家会議の報告書も載せている。

国の労働災害及び職業病の報告、データ収集と分析の改善（2012）

本刊行物は、労働災害及び職業病の国別報告の重要性及び便益、改善方法、データの評価及び分析方法について詳述している。的を絞った防止戦略の経済的効果と信頼できるデータの必要性について説明している。ドイツの法定労災保険制度の経験をもとに、記録システムの確立及び改善のための実際的な推奨事項を説明している。

国家労働安全衛生プログラム策定に関するトレーニングパッケージ（2012）

本マニュアルは、ILO の国家労働安全衛生政策及びプログラム策定を通じた戦略的アプローチ推進のトレーニング活動のために作成されたものである。特にモジュール 3 は国家労働安全衛生プロファイルの不可欠要素、潜在的情報源及び情報収集のプロセスについてガイダンスを提供している。さらに、収集された情報の分析過程のあり方及び国の労働安全衛生の優先事項の選定についてガイダンスを提供している。

国の職業病の記録及び届出制度：実際的ガイド（2013）

本ガイドは、国の職業病の記録及び届出制度の重要事項を説明している。また効果的職業病データ収集システム運用のための助言及び業務上の負傷と疾病の監視システムの構築と改善についての実際的推奨事項を提供している。いくつかの国の職業病届出制度の簡潔な説明を Annex に載せている。

労働災害防止及び職業病予防対策を労災保険制度が支援する役割の強化（2013）

本ガイドは、労災保険制度の背景の基本原則、様々な制度の概要（適用範囲、利点、保険料、運営、監視など）、予防プログラムと活動の事例を紹介し、労災保険制度の災害防止活動へさらなる貢献のための政策提言を提供することを目的としている。労働安全衛生を所管するすべての国の機関を対象としており、労働安全衛生に関係するすべての利害関係者と労災保険制度が様々なレベルで積極的に協力することを奨励する。

労働災害と職業病の調査（2015）

本ガイドは、労働災害、職業病及び労働者あるいは公衆が負傷する可能性のある望ましくない事象（危険な事故及びインシデント（ニアミス）など）を効果的に調査するために必要なスキルを労働監督官に提供することを目的としている。この方法論は、監督官が調査事象のすべての直接的原因及び根本的原因を特定するのに役立つ。これらを基に、監督官は、使用者、企業、労働者代表が調査中の事象の適切な再発防止対策の策定を、さらには労働安全衛生マネジメントの改善を支援できる。

労働安全衛生の基本（EOSH）パッケージ（2016）

本トレーニングパッケージは、労働安全衛生の基本的な要素をカバーし、労働者、監督者、及びラインマネージャーのトレーニングに使用することができる。労働災害防止と災害報告を含む労働安全衛生の基本的な概念をカバーする25のトレーニングモジュールで構成されている。このパッケージは、経済成長、ガバナンス、開発、及び貧困緩和のための戦略的分野における使用者代表者の知識を強化するための訓練を提供することを目的とした、ILOの国際トレーニングセンターにおける使用者活動プログラムによって開発された。

労働監督統計の調和のためのガイド（2016）

本書は、労働監督データ収集のための用語、定義及び手順の調和した使用のための方法論を提示している。また、労働監督統計の調和を推進するための、いくつかの推奨事項も示している。

労働監督統計の収集と活用 - 短いガイド（2017）

本ガイドは、政府、特に労働省及び労働監督局に対し、労働監督統計作成の重要性及び統計から得られる恩恵を紹介することを目的としている。労働監督情報と統計に関する実用的なアドバイスをユーザーフレンドリーな方法で提示している。さらに、監督局の業務効率向上法、どの領域をカバーし、どのように作成し、解釈し、利害関係者に提示することができるかを詳述している。

産業安全保健エンサイクロペディア（第32章 - 記録システムとサーベイランス）

エンサイクロペディアは、労働安全衛生の分野における基本的情報を網羅的に収めている。労働関連リスク防止の幅広い分野の背景情報をユーザーに分かりやすく、また同時にそれぞれの分野の専門家が正確であると見なせる方法で提供している。第32章では、労働災害及び職業病の統計や調査に関連する事例研究など、記録システムとサーベイランスに関連する情報を提供している。

国際労働基準

国際労働基準はILOの国際労働総会において三者構成代表（政府代表、使用者代表、労働者代表）の参加のもとに策定される労働に関する原則と権利を定めた法的文書である。これらの基準は各国によって実施されるべき基本原則を定めており加盟国により批准され国際条約として法的拘束力をもつ条約あるいは法的拘束力を持たず、多くの場合条約に付随する補完文書として条約適用の詳細なガイダンスを提供する勧告という形をとる。勧告には条約との関連性を持たずに独立した文書として採択されたものもある。

労働安全衛生一般

労働者健康保護勧告、1953（第 97 号）

本勧告は、就業場所における健康に対するリスクを防止、排除あるいは軽減する方策についてのガイダンスを示している。また、労働者の健康診断及び職業病の報告について規定しており、報告に含まれるべき情報を明示している。

職業上の安全及び健康条約、1981（第 155 号）

本条約は、一貫性のある国の労働安全衛生政策の策定を要求するとともに、政府及び事業場が行うべき労働安全衛生推進と労働条件向上のための活動を示している。条約の第 13 条（c）は労働災害及び職業病の届出に関する手続きの策定と適用、並びに労働災害及び職業病に関する年次統計の作成を要求している。

職業上の安全及び健康勧告、1981（第 164 号）

本勧告は、条約第 155 号を実施するために国内および企業レベルで実施されるべき具体的な活動を規定している。勧告の第 15 項（2）は、使用者は労働災害及び職業病並びに特定の物質及び因子へのばく露に関するデータをはじめとする労働安全衛生及び職場環境に関連する記録を保持するよう勧めている。

1981 年の職業上の安全及び健康条約（第 155 号）の 2002 年議定書

本議定書は、第 155 号条約に関連して、その内容を修正することなく労働災害及び職業病の記録及び届出のための要件と手続きを策定しそれらを定期的に見直すべきことについての規定をもって第 155 号条約を補完している。

職業衛生機関条約、1985（第 161 号）

本条約は、予防のための基本的機能を備え、使用者、労働者及び労働者代表に対し安全で健康的な労働環境維持についての助言を行う、企業レベルでの労働衛生サービスの確立について規定している。

職業衛生機関勧告、1985（第 171 号）

本勧告は、労働者の業務関連の健康サーベイランス及び予防を目的とした労働安全衛生データの収集と活用をはじめとする職業衛生機関によって実施されるべき機能に関する詳細な規定をしている。

大規模産業災害防止条約、1993（第 174 号）

本条約は、大規模産業災害から労働者、公衆、及び環境を保護するための体系的かつ包括的な枠組みを提供している。大規模危険施設における危害要因とリスクの体系的特定とコントロールについて、また権限ある機関及び使用者の義務、並びに大規模災害発生時の労働者の権利及び責務について規定している。

職業上の安全及び健康促進枠組み条約、2006（第 187 号）

本条約は、政府、労働者団体及び使用者団体が協力して、一貫性のある国の労働安全衛生政策を策定・実施するとともに国の予防的安全衛生文化を促進する一貫性があり体系的な国レベルでの労働安全衛生に関するアプローチを提示している。条約は、国の労働安全衛生システムの構成、各利害関係者の役割と責務などについて言及している。また、労働安全衛生分野の二つの基本的条約（第 155 号及び第 161 号）を補完しているとともに、条約としては初めて関連する他の労働安全衛生に関する条約の適用を促進している。条約の第 4 条（3）は、国のシステムは適当な場合には労働災害及び職業病データの収集と分析のための仕組みであって ILO の関連文書を考慮したものを含めるとしている。

職業の安全及び健康促進枠組み勧告、2006（第 197 号）

本勧告は、労働安全衛生の国家システム、国家政策、国家プログラムの策定と実施・運用に関するガイダンスを提供している。また労働安全衛生の国家プロファイルに収められるべき情報を記述している。国家プロファイルは国家システムの改善度の評価のベースラインとなる。

職業病の一覧表勧告、2002（第 194 号）

本勧告に添付されている職業病リストは国の職業病リストを作成、改善、あるいは調和する際にモデルとして使用することができる。勧告は、定期的に技術および科学の進展に基づき ILO リストを改定するための革新的で単純化された手続きを定めている。勧告の第 6 項では、各加盟国は毎年 ILO に労働災害及び職業病統計（適切な場合には危険な事故及び通勤災害の統計も）を提出することを求めている。

特定の産業分野または特定の危害分野における労働安全衛生

港湾労働における職業上の安全及び衛生条約、1979（第 152 号）

本条約は、条約批准国が安全で健康障害のリスクのない就業場所、設備及び作業方法が提供され維持されるための対策を取ることを要求している。特に第 36 条は健康診断、調査、及び記録について規定している。

石綿条約、1986（第 162 号）

本条約は、石綿への職業上のばく露による健康障害要因の排除及びコントロール、並びにこれらの危害要因からの労働者保護のための様々な対策を詳細に列挙している。条約の第 20 条及び第 21 条は、権限ある機関による石綿に起因する職業病の届出システムの構築をはじめとする、作業環境及び労働者の健康サーベイランスについて規定している。

建設業における安全健康条約、1988（第 167 号）

本条約は、建設業に特化した技術的予防対策と保護対策を詳細に規定している。これらの対策は、就業場所、機械・設備、高所作業、及び高気圧下での作業などにおける安全に関連している。条約の第 34 条では、労働災害及び職業病の届出について規定している。

鉱山における安全健康条約、1995（第 176 号）

本条約は、検査、特殊な作業装置、及び労働者の特別な保護具をはじめとする鉱山での作業の安全衛生の様々な側面について規定している。また鉱山における救助に関連した要件も規定している。条約の第 5 条(2)は、各国が法令により死亡災害、重大事故、危険な事故及び鉱山災害の届出と調査に関連する手続きを定めるよう要求している。また、第 13 条では、労働者の労働災害、危険な事故及び危害要因を使用者及び権限ある機関に報告する権利について規定している。

農業における安全健康条約、2001（第 184 号）

本条約は、農業における労働災害及び健康障害を防止することを目的としている。このため、条約は、機械安全と人間工学、材料の取扱い及び輸送、化学品の安全管理、動物の扱い、生物学的リスクからの保護、福祉及び宿泊施設などに関連した対策を規定している。

農業における安全健康勧告、2001（第 192 号）

本勧告は、第 184 号条約を補完する。勧告の第 3 項 (2) は、国家政策の実施のための権限のある機関は関係する使用者団体及び労働者団体と協議の上、農業における労働災害及び職業病の記録と届出に関する手続きを策定するとともに関連統計の収集をしなければならないと規定している。

労働監督

労働監督条約、1947（第 81 号）

本条約は、批准する加盟国に対し、工業び商業の事業場の労働監督制度を維持することを要求している。ただし、加盟国は鉱業と運送業を適用から除外することができる。労働監督に関連する法令；監督制度の機能と構成；監督官の採用基準；監督官の身分、任用条件；権限と義務；などについての原則を規定している。また、労働監督機関は、労働災害及び職業病に関する統計をはじめとする多くの事項について、全般的な活動状況を示す年次報告書を公表するとともに、ILO に伝達しなければならないとしている。

労働監督勧告、1947（第 81 号）

本勧告は、労働安全衛生の分野における労働監督機関の職員、使用者、労働者及びその代表者間の協力のための規定などを含む。勧告の第 9 項は、労働災害及び職業病の統計をはじめとする、監督活動の年次報告書が提供すべき情報を定めている。

労働監督（農業）条約、1969（第 129 号）

本条約は、条約第 81 号と同様の内容で、部門別アプローチを持ち、批准国に対し、農業における労働監督制度の確立と維持を要求している。労働監督の範囲は、第三者の助力を利用しない小作農、分益農その他類似の種類の農業労働者；協同組合員等の共同経済企業の参加者；企業の運営者の家族の構成員であって国内法令で定めるもの。条約第 19 条によれば、農業部門で発生する労働災害及び職業病は農業監督機関に届出されなければならない。また、監督官は、重大な労働災害または職業病、特に多数の労働者に影響を及ぼし若しくは致死的结果をもたらす労働災害または職業病の原因の現場調査にできるだけ参加しなければならないとしている。

社会保障

社会保障（最低基準）条約、1952（第 102 号）

本条約は、社会保障とその給付に関する基本的な基準と、給付条件を定めている。社会保障の 9 つの主要な分野、すなわち医療、傷病、失業、老齢、業務災害、家族、母性、廃疾及び遺族についての給付を対象にしている。業務災害給付に関して、条約は、対象となる事象と医療について規定している。

業務災害給付条約、1964（付表 I は 1980 改定）（第 121 号）

本条約は、労働災害、職業病及び通勤災害から受ける損害の補償の基本原則を定めている。条約第 7 条は、通勤災害が労働災害とみなされる条件を含む「労働災害」の定義を、第 8 条は提供された異なる選択肢をもとに職業病の定義を加盟国が定めることを要求している。1980 年に改訂された職業病に関する付表 I は、職業病をカテゴリーごとにリストし、それぞれのカテゴリーの疾病を起こし得るリスクへのばく露を伴う仕事の種類を特定している。

業務災害給付勧告、1964（第 121 号）

本勧告は、どのような災害が国内法令によって労働災害とみなされるべきかについての事例及び労働に起因する疾病としてみなされるための条件を示している。

統計

労働統計条約、1985（第 160 号）

本条約は、基本的労働統計のすべての分野を網羅する規定を定めている。本条約を批准した各加盟国は、労働災害を含むすべての分野を網羅するように漸進的に拡大される基本的労働統計を、できるだけ早く、定期的に収集し、作成し、公表し、ILO に提供することが求められている。基本的労働統計はすべての労働災害を対象とするよう漸進的に拡張され、可能な限り職業病も対象とされなければならない。

労働統計勧告、1985（第 170 号）

本勧告は、労働災害及び職業病を含む様々な分野における統計の分類に関するガイダンスを提供している。また、すべての加盟国に対し、労働統計の収集と作成を目的とした適切な国家統計基盤を漸進的に整備するよう求めている。

国レベルの好事例

以下の出版物は、国レベルの好事例及び教訓に基づいたガイダンスと情報を提供している。

主に加盟国および社会的パートナーから提出された報告書に基づく ILO 一般調査は、特定の条約・勧告がもたらした影響・効果、および政府が適用に際して遭遇した困難要因について、こうした障害を克服する手段を特定することを目的として、検討を行っている。三つの国（マラウイ、モルドバ、ザンビア）で研究は、欧州委員会から資金提供を受けた ILO のプロジェクト「ディーセント・ワーク アジェンダを通じた労働安全衛生の改善」の下で実施された。プロジェクトの主な成果のひとつは、対象国の労働災害及び職業病をより正確に判断するための方法論の開発であった。マレーシアの事例研究は、職業病の予防に焦点を当てた 2013 年の労働安全衛生世界デーに発表されたものである。

職業上の安全及び健康条約、1981（第 155 号）、職業上の安全及び健康勧告、1981（第 164 号）及び 1981 年の職業上の安全及び健康条約（第 155 号）の 2002 年議定書に関する一般調査

国際労働事務局により 2009 年の国際労働総会に報告されたこの調査は、労働安全衛生の分野における三つの中心的労働基準である、職業上の安全及び健康条約、1981（第 155 号）、職業上の安全及び健康勧告、1981（第 164 号）及び 1981 年の職業上の安全及び健康条約（第 155 号）の 2002 年議定書の規定の理解を深めるとともにより確実な適用を推進することを目的として行われた。総会は加盟国が条約の企業レベルでの適用においてより効果的影響を与えることができるよう ILO が支援するよう要請した。第 3 章「記録及び届出並びに 2002 年の議定書」は加盟国における国の記録及び届出制度の現状と実績について記述している。

モルドバ共和国における労働災害及び職業病の記録及び届出制度の研究（2013）

本調査は、関連する ILO 基準に基づいて、国レベルと企業レベルで適用される基本的な慣行と手順を探るものである。労働災害と職業病に関する信頼性の高いデータの収集、記録、届出、並びに国レベル及び国際レベルでの職場における関連統計のための一貫性のある調和された制度の確立を促進するための情報を提供している。

ザンビアにおける労働災害及び職業病の記録及び届出制度の研究

本調査は、ザンビアにおける労働災害及び職業病の記録及び届出に関する国内制度の適用範囲、法令及びギャップについて記述している。現在の記録及び届出制度の分析及び評価に基づいて、報告書は法令の改正、関連機関の役割の見直し及び利害関係者間の緊密な協力を通じて、制度が強化されるよう提言している。

マラウイにおける労災事故と職業病の記録と届出制度（2013）

本調査では、マラウイにおける労働災害及び職業病の記録及び届出のための既存の制度について検討している。社会的パートナー（政府、使用者、労働者）の見解と提言に基づいて、企業及び国レベルでの労働災害、職業病及び関連統計に関連する信頼性の高いデータの収集、記録及び届出のための一貫性があり調和のとれた制度構築のための現実的な提案をしている。

事例研究：マレーシアの職業病認定制度（2013）

本事例研究は、職業病の特定、記録および補償のための制度の改善におけるマレーシアの経験について検討している。この事例では適切な予防及び抑制措置を確立するためには、職業病の正確なデータを収集し職業病の原因を特定することが重要であることが示されている。

労働安全衛生に関する国のプロフィール

これらの国別プロフィールは、ILO 加盟国における労働安全衛生に関する国の制度の概要と情報を提供しており、国家労働安全衛生政策、法令、国家労働安全衛生プログラムにおいて労働災害及び職業病の記録及び届出がどのように実施されているか知ることができる。

戦略文書及び報告書

ILO の戦略文書は、労働災害及び職業病の予防及び抑制のための政策、戦略及びプログラムの策定及び実施において加盟国を支援することを目的としている。

ILO の技術報告書は、労働災害及び職業病の社会的・経済的影響を明らかにし、この世界的な負担に取り組むための最良のアプローチを論じている。

労働安全衛生に関する世界戦略：2003 年の第 91 回国際労働総会で採択された結論

世界戦略は、労働安全衛生の推進の中心的柱としての ILO の国際労働基準の役割を確認し、国際労働基準を他の行動手段（啓発、意識向上、知識開発、管理、情報配布、技術協力）とより密接に関連付けた統合的活動の推進を求めている。また、労働安全衛生の永続的な改善を達成するための鍵である予防的アプローチと安全文化の醸成に際して、政・労・使の三者の国家レベルでのコミットメント及び行動の必要性を指摘している。

第 317 回 ILO 理事会、職業病の予防（2013）

本政策ペーパーでは、職業病の被害規模とダイナミックな性質、およびその予防に関連する課題について検討している。特に、第 II 部では、データ収集の難しさ及び収集のための異なるチャネルをはじめとする職業病の国家データ収集システムに焦点を当てている。国および国際レベルでの経験を基に、職業病予防における行動を強化するための ILO 戦略案を理事会の承認を得るべく提出している。

ILO 報告：世界における労働安全衛生の傾向と課題、第 19 回世界安全衛生大会報告書、イスタンブール(2011)

本報告書は、2008 年の「労働安全衛生に関するソウル宣言」が採択されて以来の成果と課題をまとめている。前回の世界会議同様の方法論を用いた労働災害と職業病の全世界及び地域での発生件数の新しい推計が本報告書のために用意され、過去の推計値との比較と共に含まれている。

開発途上国の労働災害及職業病の経済的コストの推計：意思決定者にとって必須の情報（2012）

本報告書には、開発途上国に焦点を当てて、国家レベルの労働災害及び職業病のコストを推定する際に考慮すべき要素が記載されている。労働安全衛生を改善しないことによって生ずる（使用者、労働者及び社会全体に）経済的コストを国々が算出する手助けをするとともに、意思決定者の安全衛生についての意識を高め、労働安全衛生と他の政策とを結びつける政策統合を促進することを目的としている。

職業病の予防：労働安全衛生世界デー報告（2013）

労働安全衛生世界デーの2013年キャンペーンのために作成されたこのレポートは、職業病に関する現状を概説し、この深刻なディーセント・ワークの損失に対処するための提案をしている。職業病の課題に多くの進展があったが、国家労働安全衛生システムにおける職業病予防対策能力をさらに強化する必要がある。

労働における安全と健康：持続可能な防止活動のためのビジョン（2014）

本報告書は、持続可能な防止活動を全世界で推進するために、またより安全で健康的な労働環境を作るための参加型活動を推進するために何が必要とされているかを検討している。そして、利用可能な最善の情報をもとに算出された全世界での労働災害と労働関連疾病のILO推計を載せている。

データベース

ILOのデータベースは法令情報、労働安全衛生データ、社会保障を始めとする労働関連情報をカバーしている。労働安全衛生データの収集と活用に関連しているものには以下のものがある。

ILOの中央統計データベース ILOSTAT

本データベースは、100以上の指標と230以上の国、地域の年間および年平均の労働市場統計を持つ複数のデータセットを提供している。性別、経済活動および職業別の死亡労働災害及び非致命的労働災害に関するデータ；労働災害1件当たりの損失日数；労働監督統計などが含まれる。

労働安全衛生法令に関する世界データベース（LEGOSH）

本データベースは、国々の労働安全衛生法規制体系を要約しており、使用者の責務、労働災害、職業病及びインシデント（ニアミス）の記録、報告及び調査に関する義務をはじめとする労働安全衛生法令上の様々な義務をまとめている。